石島会計メモ

中央区日本橋本石町 4-5-12
友泉本石町ビル３階
石島公認会計士事務所
(03)3275-1311
発行責任者　石島慎二郎

２０２５年８月号

マイナンバーカードと保険証

持っていない人は少数派？

マイナンバーカードをお持ちでしょうか。総務省によると、令和 7 年 7 月末時点での保有率は約 8 割（人口 1.2 億人に対して保有枚数は 9,800 万枚ほど）とされており、大多数の人が持っていることになります。

マイナンバーカードを保有するメリットとしては、1 枚で本人確認ができること、コンビニで住民票や印鑑登録証明書の写しなどの公的な証明書を取得できることなどがありますが、登録すれば健康保険証（マイナ保険証）としても利用できるようになっています。

マイナンバーカードの保険証利用

健康保険証として利用するには登録が必要となりますが、登録の方法としては、①医療機関・薬局にある顔認証付きカードリーダーで行うか、②マイナポータルから行うか、③セブン銀行 ATM から行うかとなっています。

一度登録してしまえば、医療機関や薬局のマイナ受付で利用が可能となります。受付にあるカードリーダーにマイナンバーカードを置いて、顔認証や暗証番号認証を行い、情報提供の可否を選択すれば受付完了です。

マイナ保険証利用のメリットのひとつは、過去の診療・投薬・特定検診情報（おおむね過去 5 年分）が医師・薬剤師に共有され、質の高い医療を受けることができることとされています。

一方で、病歴等が知られてしまうのではないかという懸念を抱く方もいるかと思います。これに関しては、保険証利用をしたら必ず診療情報等が共有されてしまうわけではなく、あくまで本人が同意した場合のみ共有されるということです。受付時に情報提供の可否をすべて「不可」としておけば、勝手に共有されてしまうということはなく、今までの保険証と同様の使い方ができるとされています。

今までの保険証は？

2024 年 12 月 2 日以降、マイナ保険証を利用する仕組みに移行し、従来の紙の保険証は基本的に新規発行されないこととなりました。現在の紙の保険証は現在の有効期限までしか使用できず、最長でも 2025 年 12 月 1 日には従来の保険証は利用できなくなります。

そのため、有効期限内にマイナ保険証に切り替えることが求められるわけですが、どうしてもマイナ保険証に抵抗がある方は、「資格確認書」を使うことができることとされています。右図が厚労省の示す資格確認書のイメージです。要は、従来の紙の保険証の代わりに、紙の資格確認書を使えば、今までと同様に保険診療を受けることができるということです。

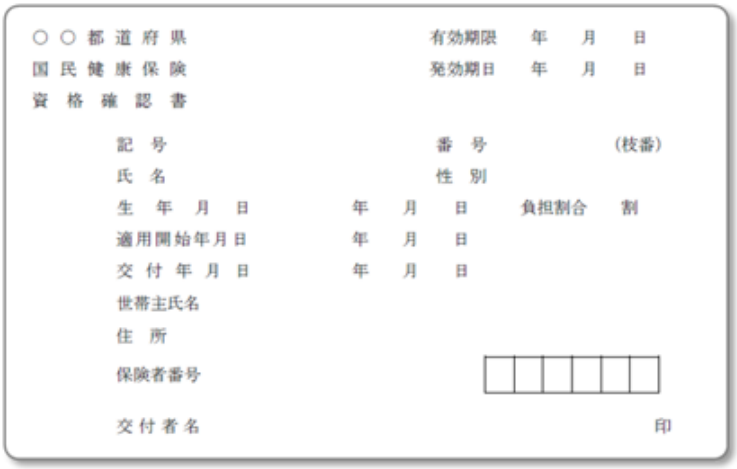

資格確認書の有効期限（最長 5 年）の猶予を与えるから、その間に早くマイナ保険証に移行してほしいということなのでしょうか。

資格確認書はいつ届く？

資格確認書は、従来の健康保険証の有効期限内に順次送るとされていますので、人によって届く時期や形は異なります。会社の健康保険（協会けんぽ）では最長で 2025 年 12 月 1 日が有効期限となりますが、それよりも前に有効期限が到来する場合は、もっと早く資格確認書が届くと思います。

また、会社の健康保険ではなく国民健康保険や後期高齢者医療制度（75 歳以上）の場合は、多くが 2025 年 7 月 31 日で有効期限を迎えるので、すでに届いているのではないかと思います。

スマホで保険証？

厚労省によると、2025 年 6 月のマイナ保険証の利用率は 30%。マイナンバーカードの保有率からすると、まだまだ利用は少ない状況です。

スマートフォンでマイナ保険証を利用できる仕組みの準備も進められています。もし安全に使用できて便利になるということであれば、今後活用が進んでいくのかもしれません。